

新型コロナウイルス感染症対策のための施設の利用停止について

日頃は、徳重地区会館をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたびは名古屋市からの指示により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため下記の通り施設の利用を停止する事となりました。

ご理解いただき、各関係者様への連絡等をお願い致します。また、利用開始の期間に関しては、見通しがつきましたら、速やかに告知させていただきます。

記

1. 利用停止期間(最新)

令和2年4月22日(水)から 当面の間

2. 利用停止となる施設

体育室、各集会室、和室、茶室、実習室、多目的室、児童室、印刷室、ギャラリー

3. 利用停止期間中の対応

利用停止期間中は、案内業務、利用受付(5月12日～7月31日まで)、還付事務受付を行います。

※利用料金の還付に関しては、下記に記載

4. 地区会館協催事業について

すべて、中止となります。

5. 利用料金の還付について

感染症対策のための還付対象

:令和2年3月3日から令和3年3月31日利用分

還付金額 :全額

還付必要書類等:・使用許可書 ・領収書(使用申込に許可に対する) ・使用申込者の印鑑

◎皆様の安心やユメリア徳重の安全のため、夜間3F正面入り口を閉鎖する場合があります。
2F管理センターにお尋ねいただき、地区会館までお越しいただけますよう、お願い致します。

以上

令和2年4月22日

徳重地区会館 館長 吉田忠史
お問合せ 052-878-2055